

## 【議事録】 中間貯蔵施設に関する説明会⑧

注：議事録については、議事を忠実に再現することを目的としておりますが、録音機器を使用し作成している都合上、マイク等の音声が聞き取りにくい箇所については、環境省において補っております。

また、読みやすさの観点から、「マイクを使ってください。」といったお願いなど、質問・意見には直接関係がないと考えられるやりとりについては、割愛しておりますので御承知おきください。

日時：6月7日（土）16：00～18：00

場所：久喜市菖蒲文化会館

出席：環境省、復興庁、内閣府被災者生活支援チーム、資源エネルギー庁、福島県

### 質疑応答

参加者：大変憤慨しております。まずこの事故ですね。この事故で住む場所を奪われて、ああせい、こうせいという制限をかけられる筋合いはまったくないんです。私たちは法律に基づいて今、生きてるんですが、その法律さえ守ってもらってない。なんですか、今日の会合は。制限を加えるということは、まずもってそれは条件、入ってましたか、招集するときに、入れてましたか、条件。

大変ばかにしている、今の話は。もう分かった、あなたの言うことは。大変私たちをばかにしてるんじゃないですか。今までの彼らの説明会の中で大勢の人たちの意見を私は見ました。それぞれの会場の意見。圧倒的に皆さん、反対してるんですよ。いつの間に建設の説明会になったんですか。これはおかしい。

そして私たちは、東京電力の事故でここにいるんですよ。なぜここに東京電力がいないんですか。そして双葉町がこの問題については受け入れたわけじゃない。建設を受け入れたわけではないってずっと言い張ってますよね。だけど今日はとてもそうではない、とんでもない説明会に来てしまいました。私は非常に立腹しております。進め方は常に、環境省は誠意を持って応えたことがありませんでした。なぜこのような説明会が説明会として成立するのでしょうか。これ民主主義ですか、皆さん思ってることいっぱい今日は出してください。そしてそれを持って帰って検討します、また来ますということがこういう会場

の持ち方じゃないんですか。単なる一方的に押し付け、なんだかんだと言われて、みんな萎縮してしまいますよ。それではやっぱり意見の場ではない。

そして、まずもってあなた方がこの問題にどうして関わられるのか。私たちは東京電力の事故でこういうひどい目に遭わされてるんですよ。だから全然違うんじゃないですか。そして私たちは住民であり、地権者であり、それぞれの権限を持って臨んでるわけです。それをあたかもごみくずのような、こういう一方的なやり方で合意形成なんかできません。福島県、福島県は私たちから同意を求めていますか。この問題について議論することにおいて。そういう場が1回でもありましたか。答えなくてもいいです。私は質問書を出してますね。今いる課長に回答もらいました。地方自治法第2条で県は賄ってる、間違いありませんね。そして権限者は誰ですかって聞いたら、地権者ですと答えていますね。これも間違いありません。そういうふうに答えてもらってるんですよ。そういう権限者が主役じゃなくて、環境省がなぜ主役になってしまったのか。東京電力だと私は思ってるんですよ。

そこで、ちょっと今日はいろいろありますので、公開質問をさせていただきます。ちょっと時間下さい、皆さん。

公開質問状、石原伸晃環境大臣さま。さまざまな国難の折、大臣には国民のためにご精励のこととお察し申し上げます。引き続き国民の側に立った環境行政に邁進されることを希望申し上げます。

さて、この度の東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故において、史上前例のない状態に遭遇させられて困惑の極みであります。政府災害対策本部からの避難指示を受けて全町民が避難しました。指示は避難指示という言葉のみで、どこにどのようにいつまで、何をいかにすれば良いのかの指示はありませんでした。現在もないようです。町からの連絡もありません。

今まで耐えて、耐えてきました。これからどのようにすればよいのでしょうか。所見をお答えください。本日、埼玉県久喜市内で放射性物質の中間貯蔵施設の説明会が開催されましたが、本来は事故の原因者が私たち被害者に頭を下げてお願いに来るべきものと思います。所見をお答えください。

環境省は私の人格権と進むべき進路の妨害をしないでください。事故前から東電と原子力安全保安院は、私に「町長、事故は絶対起こさないから」と約束していました。しかし見事に約束をほごにしました。許せないのは2002年から国と東電は地震・津波の協議をしていたのではありませんか。その事実を私は聞いたことがありませんでした。これは立地に対して背任に当たると思います。事故を起こされて、住まいを迫られている私は、心底怒っています。到底、核のごみ置き場にされるいわれは私には存在しません。従ってこれ

以上、事故の当事者でない環境省は私にまわりつかないでください。所見をお答えください。

『美味しんぼ』問題で環境大臣は私の事実を確認もせずに、公衆の前で否定しました。私は人権を否定されました。そこで大臣に否定したことの立証を求めます。以上、文書で回答を求めます。よろしくお願いします。

参加者：候補地内に土地を保有しております。今日は中間貯蔵の説明会ということで、ざっくりした感想なんですけど非常にがっかりしました。もう少しこういったものに付随して、われわれ避難者の生活再建とか、そういったものが示されるのかと思ったんですけど、検討するとかなんか後回しにされてるのを実感したところです。

要望とか質問もみつつまでっていうんで、まずひとつめに生活再建のことを強く訴えたいと思うんですけど、帰れない以上、どこか別のところに生活の場を設けなくちゃいけない。そのときの例えば税制優遇、3年たってもまったく示されてないです。建物とか家財とか、消費税は5%から8%、10%って上がっていく中で、再取得、私の家は地震でまったく壊れていません。そういった家があるのにほかの土地を求め、家を買わなくちゃいけない。そういったわれわれに対するもうちょっと措置がいただきたいと。

あと相続税に関しても、全て賠償や補償やお金で精算されると、親から子へ行くときに国から来た賠償金、また国に相続税で返すだけ、そのように捉えております。その辺のもう少し措置をご考慮いただければと思います。

あと、以前からこの手の話を、ふたつめとして、30年後には県外持ち出しということで法整備をするというお話、先行してますけど、皆さん30年後に現役でいらっしゃる方ってほとんどいないですよ。国会議員についてもそうです。人任せ、無責任、本当に結局法律ってどんどん変わっていきますよね。年金だっところころ変わるし、憲法9条だって後世の人がどんどん変えようとしているし、必ずこれ持ち出す保証なんてまったくないと思います。なんか真綿で首を絞めてるこんな状態でいいのかどうか。町に解散しろって言うんだったらば、そのぐらい確固たる態度を取って、われわれに中間貯蔵の説明をしていただきたいと思います。

最後にみつつ目。この候補地内の人たちに対する補償とか買い上げていう土地の賠償はいずれ明記されるでしょうけど、ほとんどの町民はこの取り巻き、ドーナツ状に残される方たちがほとんどだと思います。その方たちどうすればいいのか。30年間避難生活を続けるというのか、その辺のもうちょっと人間的配慮がわれわれ、あってもいいのではないかと思います。以上みつつですけど、答えられる範囲でお願いできればと思います。

復興庁：復興庁でございます。先ほど、再度住宅を取得しなければならない場合等の消費税のお話等ございましたけれども、その辺りにつきましても、例えばでございますけれども、住まいの給付金の制度といったようなものも作らせていただいております。また、それぞれ個別の制度につきまして個別にご相談申し上げて、このような制度がある、もしくはない場合にはどうしていくかといったようなものも引き続き考えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

参加者：いつまでっていうのをできれば早めに。すでにもう家を買っておられる方もいますので。税制優遇については、いつまでに明記してもらえるのか。時期をある程度早めに示していただければと思います。すでに建物とかも取得されてる方もいますので、すでに取得された方の対応とか、示していただければと併せてお願いします。

環境省：ありがとうございます。30年後に県外と法律で位置付けるんだけれども、法律が変わるとかそういうこともあるんじゃないかとおっしゃるご意見だと思います。わたしどもとしては、やはり30年後、県外に最終処分場を考えておりまして、それについてのやっぱり、ある担保と申しますか、法律ということで考えておるところでございます。いろいろ工夫をしております、今回容易ささせていただいた例えば資料、こういう法律を、横長の資料の7ページ、こういうような法律で位置付けるというようなことを図りますと、ここまで法制化を図りますとまで言っておりますので、ここで書くということでなんとかご理解をいただければなと思っております。

それと、敷地外、中間貯蔵施設のこれは大熊町さん、双葉町さん共通だと思いますけど、敷地外のほうがはるかに面積と言いますか、町に占める面積も広うございますし、人口と申しますか、そこに敷地外に土地をお持ちの方の数も多いというのも私ども承知しておるところでございます。敷地につきましては、ニシウチさまからもお話ございましたように、いろいろ例えばわれわれ買収だとかそういうことですけど、その周りの人をどうするのかという、本当にこれ、実は午前中の説明会でも同じ話がかかり出ております。それにつきましては、今のところ8ページに載っておりますような生活再建ということで、中間貯蔵施設の整備による影響緩和と。そのために必要な事業を実施可能とするために、極めて自由度の高い交付金を措置すると考えておるところでございます、例えばこの中でふるさとの結びつきですとか生活空間の維持・向上などに係る事業などということをお考えおることございまして、これについても町へ直接交付するということ、現在考えておるところでございます。お話の点、私どもも町全体の今後の話ということもございまして、

重く受け止めておりまして、現在この交付金に、極めて自由度の高い交付金ということを考えておるところでございます。どうもありがとうございます。

参加者：ありがとうございます。交付金、生活再建に関わることなんで、交付金でもうあと1点だけ追加させてほしいんですけど、双葉町に限った話で恐縮なんですけど、町の人口の42%が県外に避難している状態です。特に18歳未満に限定しますと過半数、52.4%が県外に避難してる状態です。こういった町がばらばらになってる現状で町に交付金を投入しても、それをうまく使いこなせるか、これは国が責任を持ってバックアップしていただかないと難しいと思います。避難先での定住を選択した方はどんどん、町から住民票を抜き始まると思います。町が崩壊するのが先なのか、町の再建が先なのか、その辺をしっかりと考えていただきたいと思います。

環境省：ありがとうございます。現在の双葉町さんに限って言えば、県外42%の方、あるいは18歳未満で52%、かなりの多数の方が現在、県外に移っておられるという状況の中で、こういう例えば交付金の使い方については国としてもきちっとフォローアップして町のほうをサポートする形で行っていくというのは当然でございますので、その辺りも町のほうと相談しながらしっかりやっていきたいというように思います。

復興庁：本当にありがとうございます。非常に町の方々と一緒になって、町の役場の方々とも一緒になって、まさにおっしゃられた、そのまさにばらばらになっているところをどうつなぎとめていくのかといったような施策について、しっかりとやっていきたいと思えます。どうぞ引き続きご意見等、ご要望等、町、ないし、直接われわれまでお伝えいただけますれば、それは非常に幸いでございます。ありがとうございます。

参加者：今、ドーナツの外側の町民に対して話出ましたけど、避難解除したときにはまたそちらのほうで住みなさいよという話として取ったんですが、実際問題として住めるんですか、という話なんですよ。

もし仮に国のほうとして住みなさいと言うんだったら、住めないことはないかもしれないんですけどね。でも実際に住めないと思うんですよ。現状を考えると。そのとき国のほうとして、その地域、土地とか家屋とか、そういうものに対してどういうふうを考えていくのか、それをちょっと聞きたいなと思ってたんですけど。

内閣府：ありがとうございます。避難指示を解除したときに住めるのかというご質問でございます。現在、双葉町につきましては、ほぼ全域が帰還困難区域になってございます。

避難指示解除いたしますためには、ご案内の通り放射線量が 20 ミリ以下になること、そしてまた除染が終わっていること、そしてインフラ、生活関連サービスが整っているということになりますので、そういった条件を整えるということができたときに避難指示を解除するということになるかと理解しております。

従いまして、現在、帰還困難区域というふうになってございます。この帰還困難区域をどうしていくのかということにつきましては、町の復興計画ですとか、そしてまた住民の方のご意向といったことも踏まえながら、今後この区域をどうしていくのかということ地元とともに検討を深めていくということになってございます。まだその検討は十分に進んでおりませんが、地元のご意見を伺いながら、国も一緒になりながら考えていきたいと、そのように考えております。

参加者：それは期間を決めて、じゃあその3年後に発表しますとか、そうしない限り、われわれじゃあ10年も20年も待ってくださいって話ではないと思うんですよ。違いますか。そうですね。だったらそれを早めに、じゃあ3年後にそういう話をしましょう、決定しますからっていうのであるとか、今後その先をわれわれ自身の、じゃあどうして生活を建て直していくのかってことを考えなくちゃいけないと思うんですよ。もうそろそろ考えていかないと、解除しました、じゃあ次からどうしますかというふうに言われても、われわれは行動移れないと思うんですけど。

内閣府：はい。3年とかいう長い期間で決めていくというものではないとは思っておりますが、やはり今、線量がかかなり高い帰還困難区域になっております両町の現状を見たときに、その線量がどうなっていくのかという見通しもこれをお示ししていく必要があると。これは今、鋭意作業しておりますけれども、そういった放射線量がどうなっていくのかという見通しもございます。

そしてまたそれとともに町の復興計画をどうしていくのか、先ほども申し上げましたけれども、町の方のご意向も踏まえて、そういった議論をこれから加速的に進めていかなければいけないと私どもも認識をしております。昨年、閣議決定でもそういった地域の将来像についてもしっかりとつくっていくということを政府としても考え方を示しているところでございますので、そういった思いでこれからもやっていきたいと思っております。

参加者：いや、言ってることは分かるんですよ。言ってることは分かるんですけど、われわれはもう3年間もきてるんですよ。これからさらに何年間も待つんですかっていう話なんですよ。指標決めてくださいよ。そうしないことにはわれわれとしても先を考えられ

ないってことなんです。でも実際に、安心ですよ、安全ですよって言われるかもしれないですけど、でも住んでみてまたなんか事故があったときに絶対に安心ですよってことは言えないと思うんですよ。そうですね。国が責任持ちます、国が責任持ちますって書いてますけど、じゃあなんのどれだけのことを責任持ってやってくれるんですかっていう話もあるんですけど。でも実際に指標決めてくださいよ。

内閣府：繰り返しになりますけれども、町の計画も含めていろんな方々からのご意見伺いながら、さまざまなものを考えながら決めていかなければいけない話というふうに思っておりますので、しっかりとそれを決めるべく頑張っていきたいと思っております。そして、住民の方がこれからの方向を決められるにあたって、例えば住居の問題、賠償金の問題、そしてまた放射線の不安に対する対策の問題もあるかと思っております。昨年来、そういった、放射線の面で、安心できるかどうかってことは、住民の方はそれぞれの感じ方はあるかと思っておりますけれども、例えば放射線の安全・安心対策をやる、また、相談制度を充実させるといった対策を政府一丸となって考えておりますので、そういったものもしっかりと作りながら、なるべく早く方向性が決められるようにしていくのが、政府としての役割だと思っております。

参加者：ちょっと理解できないですね。なんか信用もできないってことは信用できないですけど、でも実際に、じゃあ解除しました、住みなさいって住んで、じゃあもう1回農業やりますよと。野菜作りました。売れますか。買う人いますか。どうですか。あなた食べますか。あなた子どもがいるんだったら、子どもに食べさせます？ 実際に、じゃあ住みますか。住めないですよ、食べさせませんよね。それでも解除したら住みなさいって話ですか。

もし仮に、じゃあもうわれわれは区域外なんですけど、区域外の間人はもう住みたくないですって言ったときに、国でそれは買い上げしてくれますか。ちゃんとそこまで考えてくれないと、ここまでしか補償しません、こっち側は解除したら住みなさいって話ではないと思うんですよ。無責任ですよ、言ってることも。理解してください。いや、理解しますよ、言ってることは。でも理解してるけど、納得しませんよね。

内閣府：これは避難指示を解除して、そこに皆さん帰って、全員の方に帰っていただきたいと申し上げてる訳ではないということをご理解いただきたいと思っております。住めるような状態にするためにインフラの整備ですとか、除染ですとか、そういったものをしない限りは避難指示の解除っていうのはこれは現実問題できない。それはちゃんと住民の方のご納

得があってこそのございますので、そのためにはどういったことができるのかという  
ことを、これは本当に真摯にご意見をいただきながら考えていかなければいけない、  
そのように思っております。

参加者：だって、住めるか住めないかっていう話だけど、実際問題でね、中間貯蔵施設が  
造って、3キロ、5キロって、こういう人たちっていうのは。中間貯蔵施設を造って、そ  
の造った6号線を挟んでこっち側の人たちっていうのは安心して本当に住めという。いや、  
今言ったように、インフラの施設から全部住めるような状況にして解除しますと言うけれ  
ど、ここのそばにあるのに住めたら、住めますか。

環境省：どうもありがとうございます。中間貯蔵ある、なしというよりも、例えば中間貯  
蔵施設があることによって、今おっしゃいましたように理解はできるけど納得できないと、  
まさにそれと同じだと思えます。例えば中間貯蔵施設があることによって、私どもその  
中間貯蔵施設の中につきましては当然除染と言いますか、いろんな造成をしますので、そ  
れによって線量は下がりますし、また貯蔵するのは主に土壌になりますが、土壌について  
も周りより比較的線量の低いもの、相対的な線量の低いものだと思っております。また、  
遮蔽もしますので、実際敷地境界での空間線量は下がっております。ただ、今おっしゃい  
ましたように理解できるけど納得できないと。つまり安全は数字上で出るものではありません  
ですが、実際安心できるかどうかという大きな問題を、これあるのは事実でございます。

それと一方、中間貯蔵がある、なしに関わらず、今、支援チームから申しましたように、  
これはある、なしに関わらず、今おっしゃった問題は問題でもあると思います。果たして  
そこで将来戻るときにどんな条件で戻ることができるのか、いつになったらそれは決まる  
のかという問題。これふたつ、恐らくご意見があると思っております。ひとつは中間貯蔵  
施設があることによって安全は理解できるけど、あることによって安心が理解できないの  
で、それはなかなか難しいんじゃないですかという話がひとつ、それと並行して、中間貯  
蔵施設がある、なしに関わらず、いつ戻ることができるのか。そのふたつだと思って、そ  
ういうご理解でよろしいでしょうか。ひとつは。

いずれにしても、なかなか、今支援チームから言いましたように、いつというのは  
さまざまな状況が解決されないと分からないというのが恐らく現状ではないかというふう  
に思っております。繰り返し申しませんが、中間貯蔵施設に関して申しましたら、それにつ  
いての確かに安心をどうするのかという問題、大きな問題だと思っております。それに対  
しまして、例えば先ほどお話ありましたが、風評被害が出たらどうするのかというような

問題もあるかと思えます。それと、施設があることによって、安全だと理解はできるけれども納得できない、安心できないという大きな問題があると思えます。その辺りも例えば中間貯蔵施設に関しましては、これは皆さま方とのコミュニケーションを通じて情報発信をしていく必要があると思っております。

ただもうひとつの問題で、じゃあいつになったら帰れるか期間を決めてくださいと。これは中間貯蔵施設ある、ない、いろいろありますけど、そこについては今内閣府支援チームが申しました、これ以上のことはなかなか言えないのが現状ではないかというふうに思っております。そのところは。

参加者：帰らないと言ったら、その土地とか建物っていうのはどうするんですか。

環境省：中間貯蔵施設に、こういう施設を造るときにはどうしても敷地境界が出るというのはご理解いただきたいと思えます。敷地境界、中間貯蔵の中の土地についてはわれわれ施設として必要だと思っております。ただ、今のお話は、それと外の土地はどうするのかというお話だと思います。その土地につきましては、残念ながら中間貯蔵施設の敷地ではございませんので、中間貯蔵施設の中には入りません。

ただ、いつ帰れるのかと、その敷地の帰られないと言ったらどうするのかというのは、本当に私ども大きな問題と捉えておまして、現在のところ、まだ解決策が見いだせていないのが現状でございます。そのところはなんとかご理解いただきたいと思えます。

参加者：理解できないよ、そんなの。

参加者：先ほど聞いてますけれども、われわれ3年過ぎて今、加須市に住んでます。何も変わってません。ここに来ると、みんな検討します、国がなんとなかって言ってますけれども、する気とか実行されたのを見たことないですね。ですからこういう会合ってわれわれ無駄だと思うし、それと中間貯蔵ですかね、進んでますよね。これ大熊町、双葉町の住民から同意書とかなんか取りました？ 町自体で、町のあれじゃないですか、進んでるだけでしょう。誰1人ここにいる方もそうだと思うんですが同意書を出したり、そういうことはないと思うんですけども。なんかもう27年の1月から搬入しますなんていうのは、とんでもないことだと思いますよ。

それから、そういう施設を造るといった場合に境界線が必ずあるって言いますが、普通ならいいですよ。われわれ原発ですよ、壁造ってくれるんですか、じゃあ。そういうこともしないで、なんかもう、頑張りますとか、国、大臣によってとかなんかって、わ

われわれは生ぬるいんですよ。実際被災して3年以上いるんですよ。右も左も分からないとこで。まして加須市は前も話した通りに年寄りがたくさんいるんですよ。その中で、中間もいいんですけど、その前にやることいっぱいあるでしょ。われわれの補償もしないで、国が強引に自分たちのは強引に進めます。われわれ被災者どうなんですか。われわれの意見聞いてんですか。何回も、本当にこういう会場に来て黙ってようと思ってんです。ただ意見というか、そういう説明を聞こうと思ってんですけど、だんだん聞いてると腹立ってくるんですよ。

それで、ここに先ほど言っていましたけど、東京電力さんいませんよね。われわれ賠償は一時帰宅して写真撮ってこなきゃなんですよ。撮るといことはね、被曝なんですよ。で、東電もいつも、東電のコールセンターの女の人とけんかするんですけども、じゃあ一緒に行きましょうって言うんですよ。一緒にともに被曝しましょうって言うと、それはノーなんですよ。われわれね、うそを言ってるわけでも、何掛けの賠償とかなんか請求してるわけじゃないんですよ。最低の賠償を請求してるわけです。そういうのを、国が東京電力にちゃんと支払いをする、そしてある程度住民が納得して、中間の問題とかなんか話し合おうっていうんならわれわれは理解できますよ。自分たちは何もしないで住民とかなんかに押し付けて、そういうのはちょっとルール違反っていうか、人道的じゃないと思ってます。ですから東京電力にも、やはりこういう場に出てきていただいて、ちゃんと本当に賠償が進んでるかっていうのは、国が今度進めてくださいよ。東電に丸投げしないで。われわれは本当に住宅求めたりなんかするのにものすごく皆さん苦勞してるんですよ。

実際にも諦めて住宅を求めている人もたくさんいるんですよ。ですから、われわれとしてももう1軒造んなきゃなんですよ。ふるさとをつくんなきゃなんですよ。そういうことを考えて、本当に早急に検討じゃなく実行移してください。以上です。

資源エネルギー庁：まずご意見ありがとうございます。東京電力のほうの賠償の進行が遅いという、それから、窓口での対応の悪さ、こういったご意見、多数、いろんなところからいただいております。まずそういったところにも関しまして、東京電力に代わりましてまず大変申し訳ないと思っておりますので謝罪いたします。

参加者：謝罪はいいって。

資源エネルギー庁：はい。その上でございますが、先ほどありました、例えば新しい住宅を買わないといけな。それで、これから先の生活をつくっていかないといけな。こういったものに関しましては、昨年でございますが、新しい追加的な賠償というものが決め

られました。それに関して今、東京電力のほうもわれわれのほうも入って、そういった仕組みを作らせていただいております。この仕組みに関しまして、確かに遅いと言われるこのご批判は受けさせていただきたいと思っておりますので、まず新しい住宅の賠償であるとか、そういったものをしっかりとやっていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

環境省：ありがとうございます。むしろ中間貯蔵というよりも、すでに避難生活長期にわたる、3年以上もたってますし、中間貯蔵は中間貯蔵でそれというよりもむしろ、それと同時にあるいはそれ以前にもっと政府として、例えば今お話しになったこと、取り組むべきではないかというお話だと思えます。おっしゃる通り、もうすでに3年以上たって、これからどうなるんだと、どっちに行ったらいいんだということも、私どもいろんな方からお伺いしております、本当に申し訳なく思っております。今日も資源エネルギー庁からも来ておりますし、復興庁からも来ております。そういう意味で、中間貯蔵を担当しております環境省だけではなくて、ほかの担当も来ておりますので、そういう意見をどんどんお聞かせいただいて、私どもしっかりと受け止めて、上のほうにもきちんと伝えようと思っておりますので、忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

すみません、それと、中間貯蔵施設につきましては、昨年度、調査の説明会をさせていただきまして、この施設そのものについて、住民の方に直接話をする機会がなかったわけです。これ、あいさつを申しまして、調査が終わって、申し入れをして、ここまで来たというのは、これはちょっとおわび申し上げたいと思えます。とにかく皆さま方にお話をする機会がなかったということで、今回初めて設けさせていただいたということでございます。

参加者：はい。先ほど東京電力のお話したんですけども、コールセンターに電話しても謝るだけです。前に進みません。

環境省：東京電力のコールセンター。

参加者：そうです。ですから、例えば今日来ていただいた環境省、復興庁の方々、コールじゃなくてホットラインみたいに、住民が本当に、困ってる人たくさんいるんですよ。そんで話を聞くと、もう頭にきて金要らないと、っていうことは東京電力としてはラッキーなんですよ。金要らないんですから。そうじゃなく、やっぱり誠意を持ってやっていただ

くのには、ですから国の機関にどうしても東京電力との折り合いというか、関係とかがありますけど、そうじゃなく、根っこにそういうあれを、場所をっていうか、そういう相談するところを作ってもらえればわれわれはありがたいんですけども、いかがでしょうか。

資源エネルギー庁：はい。ありがとうございます。まず東京電力のコールセンター、先ほど申した通り、少し対応が悪いという部分でございます。そういった意味ではわれわれのほうもそういったとこをしっかりと改善できるようにということで、東京電力のほうには申し入れをして、かつ指導という形でしっかりとやっていきたいと思っております。それから、ホットラインということに関しましてはですが、私のほうが資源エネルギー庁の担当室でございます。こちらのほうにも一般の方々、被災者の方々からお電話をいただくこととはございます。そういった中でしっかりと対応させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

参加者：みんなでシェアしてください。

資源エネルギー庁：東京電力も、われわれの資源エネルギー庁の中全体にもしっかりとシェアさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

参加者：2点ほどお聞きしたんですけども、ひとつは住民票の問題です。住民票をそのまま置いていいというようなお話のようなんですけども、私のところは中間貯蔵の候補地に入っております。それで、違うところに、どちらにしても行かざるを得ないだろうというふうに思ってますけども、そのときに住民票はどうなるのか。そして、住民票はそちらに行ったときに、精神的慰謝料、その問題がどういうふうになるのか。この点を教えていただきたいと思えます。

あともう1点ですけども、今度の中間貯蔵について、生活再建について、生活の安定に関わる措置ということで横長の8ページのところに書いてありますけども、避難先での復興住宅の整備ということをやられております。この埼玉県のほうには双葉町から相当な人たちがいて、加須市、あるいは埼玉県のほうにいろいろとお世話になっているのが事実です。その、こちらに来ている人に1年間にいくらというようなことは、今のところは出してあるというふうには聞いておりますけども、この住宅につきまして、皆さん年取ってから、これから2,000万、3,000万の家を買うことができない。それで、復興住宅を早く造ってほしいというようなお考えの方がだいぶおられます。それで、先だって福島県のほうからそちらの担当する方がお見えになるということで、私もその席に入らせてもらった

者なんですけども、その内容では福島県以外は復興住宅は造りませんよ、というようなお話です。これがそういうふうになってるからできないんです、ということです。

これはこの復興住宅について、生活の安定に関わるのに、どこにいてもみんなも同じじゃないですか。双葉町で向こうで家があるのに、それが今度こちらに来て、あるいは違うところに行って生活をしなきゃならない。それで今、借り上げ住宅に入ってる方などは今のところは家賃を補償してもらってるようなんですけども、それがいつまで続くのか、それも不安ですよ。それで、年齢的にもいってるし、また新たに家や土地を求めるということも不可能だという人たちがこちらにだいぶおられるんですよ。それで、その人たちがこれは国以外は駄目ですよ、というような、そういうような縛りがあるのであれば、それをはっきりと取り除いて、違うところにも造っていただきたい。これが私のお願いであり、ご質問したい点でございます。以上です。

資源エネルギー庁：先ほどの住民票と精神的慰謝料の関係でございますが、まず住民票を移されたからといって、精神的慰謝料がなくなるとか、ストップするということはまずございません。というのは、事故時に現に今、双葉町、それから大熊町にいらした方がということが対象ということになっておりますので、そちらのほうはまったくご心配いただくかないで結構だと思っております。

ただ、あと住宅の費用ということでございます。新しく、例えば買われる方、確かに非常に重たい金額になってくると思います。これにつきましては、先ほどちょっとお話ししましたけども、新しい賠償、追加的な賠償というものが今後、近々でございますが、お知らせできるかと思っております。すでに、もしかするとダイレクトメールという形で、東京電力の賠償という形の住宅の確保というものが、もしかすると送付されているかと思えます。その中で、元あった住宅、それから新しく買われる住宅とありますけども、そういった元のあった住宅の新築価格の、これは上限もございますが、ある一定部分というものは賠償という形でお支払いをさせていただくということになっております。こちらのほうの申し込みがまだ始まっておりませんが、すでにこれはお買い上げになった方も対象になりますので、そういったところでぜひ住宅のほうの賠償のほうの申し込みというものをさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

福島県：福島県避難地域復興課でございます。公営住宅の関係でございますが、ご質問ございました通り、安定的なお住まいの確保というのは非常に大切なことであるということ認識してございます。こういった中で、埼玉県内に公営住宅のご要望ということは、私

どもも承っております。国ですとか、町ですとか、それから先方の県のほうとも協議させていただいている中で、先ほどご質問いただきました通り、今現在におきましては、こちらのほうに公営住宅を建てる、県外のほうに建てるということは、なかなか困難な状況であるということで、大変申し訳ございません。

それから今、仮設借り上げのほうにつきましては、27年3月までというところでございましたが、5月末にそのことにつきましては、もう1年延長させていただくということで、28年3月までのお住まいにつきましては確保させていただいてますので、併せてご理解いただきたいと思います。

参加者：ええ。県のほうはご説明、前も私、お聞きしてますから同じことです。ですから今日は、国のほうからも来ておられますんで、これは法律とか何かの問題で福島県外にはできないんじゃないかっていうふうに私は思ってるんですよ。ですから、法律は先ほど、いろいろお話がありましたけども、法律を改正、あるいは新しく作っていただいて、ある程度の人たちがそこのところに来て、復興住宅を造ってくださいというような署名とか何かがあれば、それを生かしましょうと、そういう考えを生かしましょうという、そういう法律を内閣とか、あるいは環境省、復興庁、そういう方々にお願いしたいです。県の方の説明は、国でできたことをやるだけでしょ？ その法律を作るわけにいかないでしょ？ 向こうから来てる金。

ですから、その本当はもう中間貯蔵でこれはおそらく、結果として認めざるを得ないような結果になると、こちらのほうにお金が出るわけですよ。来るってことを書いてあるんです。そしたらば、その金を使って、県外でこんなに苦労している人たちがいるんですもん。それに応えられるのが国であり、あるいは県じゃないですか。先ほど、別の方がお話ししましたけども、私らは好きこのんでこちらに来たんじゃありません。ご承知の通りです。何も言いません。そのような厳しい状況でこちらで歯を食いしばりながら、それで家をどこにしたらいいのか、家がないとどうしても前に進めないんですよ。その点を国として責任を持って、県外でもいいですよという、そういうようなことにさせていただきたい。そういうことです。

復興庁：ありがとうございます。復興庁でございます。復興庁といたしましても、福島県とよく相談しながら、ご要望をしっかりと受け止めて、相談しながら対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

参加者：簡単に申し上げます。中間貯蔵施設の建設には私は反対です。これ以上は申しません。答えも要りません。反対です。それが、先ほどから最終処分場について法制化を図るということで、当然法制、法律は決まるだろうというふうに思いますけれども、もし法律が決まっても、いいよと言ってくれるところがないと、これは駄目なわけですよ。どうなんですか？ その辺、お答えしていただきたいと思います。

環境省：どうもありがとうございます。私ども、中間貯蔵施設はどうしても必要な施設だと思っております。それは重ねてお願いするしかないと思っております。あと後半のお話、最終処分場、いいよと言ってもらえるところはないんじゃないか。事実でございます。現在のところ、どこに最終処分するかというところはまだ見つかっておりません。ただ、これは事実でございます。ただし、30年の貯蔵する間にいろんな技術開発等、あるいは、も含めまして考えていく必要がございますので、そこは現在のところは決まっておりますが、貯蔵期間中に、パンフレットにも載っておりますが、その間になんとか考えていきたいというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

重ねまして、中間貯蔵施設、私どもどうしても必要な施設だと思っておりますので、ご理解はなんとか賜ればということで、何度でもお願いをしたいと思っております。以上でございます。どうもありがとうございました。

参加者：ただ今、最終処分場についての回答があったというふうに思います。しかし、なかなか厳しいというふうに私は思っていますし、この中におられる方も私と同じ考えの人が相当いるのではないかと考えております。この辺も重々、勘案してこれから対応していただきたいというふうに思います。重ねて申し上げますけども、中間貯蔵施設には反対でございます。以上。

参加者：愛知県から最近こちらのほうに引っ越してきました。まず私は、まず最初に中間貯蔵施設は反対でございます。まず子どもが今、1歳と3歳の子どもがいて、子どもが30年後は、そうですね。33歳、長男が。で、次男が31歳。母は今、72歳で、30年後は102歳、たぶんまだ、この世にいればいいんですけども、そのころまでかかることを今すんなりと認めては、おやじ、あのとき何やったのか、何やったんだと、僕は怒られると、子どもに。そんな無責任なことは認められないし、ちなみに私は6号線から最初の線引きされた1軒目に私が建てたアパートがありまして、そこは候補地から外れてるんですけども、6号線の外か内かで区切られたことで、それで、そこに中間貯蔵施設がもし置かれた

ら、僕の建てたアパートは永久に借りてもらえる人はいないと思うし、絶対それは認められません。

そして、あと浪江町から元東京電力社員という方が、私に対していちゃもんを付けてきたんですね。それは帰還困難区域だけでも、双葉町を通過して浪江町に一時帰宅をされた方は、元東電社員で双葉町を汚したと言われたんです。なので、私はそれに対して、すごく不服だったんですけども、東京電力本社に電話して、浪江町の役場にもクレーム出したんですけども、そういうふざけた元東電社員と名乗る、フルネームで分かるんですけども、ほかの町の方たちもこう、通りすがっていきってというのがちょっと面白くないんですね。それで、地域住民に私、双葉町なんですけど、浪江町の元東電社員、浪江町の方に言われたっていうのが、そこすごく腹が立って、すごくそういうこともあったし、本当、人が住んでないということで、そういう中間貯蔵施設、これから設置されて、本当に一時帰宅とか、双葉町は双葉町の日とか、そういうふうに決めてもらいたいんですね。ほかの町の方にいちゃもん付けられたっていうのが本当にもう腹立たしくて、私と妻もすごく面白くないということがありましたので、それも一応報告しておきます。

制御できないエネルギーの看板の隣にうちのアパートがあるんですよ。あそこにある。

私、1軒目があるんですよ。体育館、公民館の隣、すぐ向かい側に青い建物があって、それが私の1軒目のアパートで、その裏手の路地、ひとつ目、1ブロック先の東邦銀行さん、左に曲がったところが自宅なんですけども、本当にそこで線引き、勝手になんでされなきゃいけないんだということがまず、もちろん中間貯蔵施設自体は認めてないけども、勝手にそうやってそちらの言い分で線引きされたことはまず面白くないですし、それを、こんなのを認めたら、将来子どもに何言われるか分かんないし、どうしても必要だって言うんだったら、それで原発、自民党さんが今、稼働するっていうことを、そんなの、中間貯蔵施設もそんなの、双葉町、大熊町に押しつけて、それで無責任じゃないですか。ネアンデルタール人とか、マンモスの時代にさかのぼって、何億年もごみ処理するのにかかるのに、それがいまだにできていない中で、それを原発事故になったからと言って、双葉町、大熊町に押しつけて、それでまた原発を今推進して、稼働して、また同じことを繰り返そうとしている。そんな無責任な話がすごく納得できないですね。まず原発自体、本当止めてもらいたいです。

環境省：原発を止めてもらいたい、あるいは原発事故で出た、そのために汚染された除去土壌を貯蔵する施設もそれと一緒にではないかというような、非常にご懸念ございます。それは十分、私ども説明不足だと思っておりますが、いずれにしても中間貯蔵施設自体は私

ども必要だと、大変申し訳ないんですが、福島県全体の除染の推進と復興を進めるためにはどうしても必要な施設だと思っております。先ほど最終処分のお話も出ましたけども、その最終処分までの間になんとか貯蔵をしていって、福島県全体の除染、あるいは復興の推進にはどうしても必要な施設だと思っております。

ただし、やはり、そこの造らせていただくということは、そこで長い間、生活をしてこられた方、また今ご質問いただいた方、あるいは先ほどの方、その横に、例えば夜とかその敷地外に大きな影響を及ぼすのではないかと、安全・安心の点から大きなそのご不安を与えるのではないかとという点もわれわれ、十分肝に銘じておるつもりでございます。その辺りもなんとかお願いをしながら、あるいは安全性の説明をしながら、あるいは先ほどお話しがございました、周りの土地、周りの住民の方をどうしていくのかということも大切な問題でございますので、今日いろんな意見をいただいております。そういう点もわれわれしっかり受け止めて、これからやっていきたいと思っておりますが、大変申し訳ございません。中間貯蔵施設というのは必要な施設だと思っておりますので、やはり造るとなるとどこかでは線引きせざるを得ない。これはご理解いただきたいと思っております。

もうひとつ、隣町の方がそこを通る、通らないというお話、非常にご立腹させているというお話。

参加者：通るのはいいんですけど、なんかいちゃもん付けられたんです、私そこで。

環境省：浪江を通るのを、いちゃもん付けられた。

参加者：いや、浪江の方が双葉を横切って、それで僕んとこの敷地内に入ってきて、元東電社員の方が、双葉町を汚すなというふうに言われて、汚してるのはあなたでしょって思ってるんですけども、すごくいちゃもん付けられて、そういうことがあったので、東京電力の本社には一応、クレーム出したんですけど、ただ通るのは構わないけど、住民の方にそういうふうに言いがかりを付けたりするっていう人もいるので、逆にそういうふうな無法地帯の、誰もそういうなんか人が住んでないところで、妻なんか怖かったわけですよ。いきなり初対面の人に写真撮られたりもしたし。なんかそういうことでやっぱり、そういうこともあるので、もっとそういうふうに町が同じ、例えば違う日にずらしてもらおうとか、浪江町だとか大熊町、私たちも大熊通んなきゃ通れないとこに住んでるもんですから、そりゃ通るんですけども、そういうこともあったということですね。

あともう、安全という言葉はもうきつともう、なんかもうすごく今、なんて言うんですかね。その言葉はもうないと思ってるんですよ。原発事故に遭って、安全ということを

私信じて、裏切られたという感じだったものですから、もうその言葉はもう聞きたくないということで、アレルギーみたいになってますので、一応そのこともあれですね。

環境省：すみません。いろんな言葉の使い方等々、不備な点がありましたらちょっとご容赦いただきたいと思います。いろんなご不満、あるいはご不自由を、普段からそういう状況の下で、例えば心ない、先ほどのお話のような態度があったということ、私どもも、私がかもしそうであれば、やはり同じ感情を持ったと思いますし、そういう点は私どももしっかり肝に銘じていろんな仕事に邁進していかないといけないというように思っております。今お話を聞く限りでは詳しいことは分かりませんが、なんとかそういうことがないように、同じようなことがないようにしていかないといけないと思っておりますので、貴重なご意見、本当にどうもありがとうございました。

参加者：前回の説明会でもお話をしたんですが、まず中間貯蔵という中で国有化したいということで話がありましたが、前回もお話をいただきましたが、10万ベクレル以上というので、上限がない。これはおかしい。それから、ここに埋蔵する総量、何ベクレルなのかも決まっていない。とんでもない総量になっても10万ベクレル以上だと、以上しかない。上限がない。とんでもないものが埋められても誰も分からないということです。

それから、ここにありますように、安全です。何重にもやって安全です。これ、東京電力、事故の前言ってました。事故がありました。こんな目に遭いました。前回も燃えない、事故が起きない可能性はゼロとは言えませんでした。万が一、起きたときにどういう対策をするのか、具体的に書いてないんです。万が一、これが漏れ出た場合、国有化したところは私たち、もうすでに一時帰宅すらできなくなってしまう。国有化以外の場所にも万が一、漏れたとき、その人たちは一時帰宅すらできなくなるんですか。近寄れなくなるんですか、家に。そういうことも考えてください。

それから、こういうふうに国有化ありき、施設ありきで皆さん、当然のように話をしますが、私たち事故後、町民がどれだけ何度と分断されてきたことか。事故で分断されて、賠償で分断されて、線引きで分断されて、またここで分断されるんです。これで双葉町、今後、存続どうのこうの。交付金で金ばらまきますから、町存続ありきの金ですよ。町がなくなったら、私たちいったいどうなるんですか。そこから先の生活保障、どこに訴えればいいのか。そういうことも考えてから言ってください。

それから、先ほど町民の方のお話も聞きますっていうふうに、電話で聞きますよっていうにおっしゃっていただきましたので、町民全員に、ここにいる参加者全員に、電話番号、

部署、分かるように文書で皆さんに配布してください。誰でも、いつでも電話できるように、分かるように配布してください。

私たちはこれでまた分断されて傷付くんです。今日の新聞では、長崎の被爆者の方が中学生から「死に損ない」と言われた。そういう記事がありました。私たちも同じようなことをずっと言われ続けているんです。そして、先ほど言われました。福島県の復興は双葉町、この中間貯蔵がなしにしてはできないと。話は違いますよね。私たちがこれを受け入れないから、おまえらが悪いんだ、そういうふうに皆さんから言われるんです。どれだけそれが心を傷付けられるか。皆さんが汚したものです。国と東電がやったことです。まずそこをもってからして、話をしていただきたい。これがいつもいつも言うこと。賠償でも環境省でも復興支援チームの方々も毎回言うことです。

話が逆なんです。皆さんが進めてきて、私たちは被害に遭ったんです。除染しようと、20 ミリシーベルトになって帰ろうと、そのあと、風評被害がどうのこうのってさっきおっしゃいましたけど、風評被害じゃないんです。汚されたんです。これは実害なんです。それを考えた上でおっしゃってください。私たちは月に1回程度、家に帰ることすらできなくなろうとしているんです。それを考えてから、しっかり物事を言ってください。お願いします。

環境省：ありがとうございました。いろいろ多岐にわたってご意見、あるいはご質問をいただきました。私どもの言い方、あるいは言葉が足りない部分があれば、これはおわびを申し上げたいと思います。それと、施設ありきではないかというお話でございましたが、今回、初めてこういうお話を大熊町、双葉町の町民の方に調査の結果をさせていただいております。それと、もうひとつ電話につきましては、中間貯蔵につきましては、お配り、役場のほうからそちらに配布されました中にフリーダイヤルが載っておりますので、中間貯蔵に関しましてはそちらに皆さま方のお手元のお手紙の中に入っていると思いますので、中間貯蔵につきましてはそちらにご意見をいただければな、というふうに思っております。これは全世帯のほうに配布していただいております。

それともうひとつ、事故で分断され、賠償で分断され、今回、中間貯蔵ができるどころ、できないところで分断されるというお話ございまして、本当にこれは私ども、申し訳なく思っておるところでございまして。それと、いろんな方からいろんな、お話をいただくと、本当にこれは私ども、心苦しく思っておるところでございまして。この場を借りまして、そういうことにつきまして、私どもおわびを申し上げたいと思っております。

それと、冒頭のあいさつで申し上げましたように、やはり被害を受けられた皆さま方に対して、こういう施設のお話をするというのは、本当に心苦しいところでございます。それは事実でございます、今日来ておりますわれわれ全員、同じ思いでございます。

かたや、具体的な話をしますと、貯蔵する施設の安全性はどうなのかと、例えばそれが外に漏れ出す、本当に漏れ出さないのか、漏れ出した場合どうなるのかというお話でございます。これはまだまだ施設もできておりませんし、工事も入っておりませんので、現段階ではこういう構造であれば、先ほど安全という言葉は、聞き飽きたというようなことをおっしゃっておりますが、私ども現段階ではこういう説明でなんとか皆さま方に今日のお話をさせていただければというようなことで、資料も準備させていただきまして、お話をさせていただいたところでございます。

運び込むものは主に除染で出た土壌、それと、そういうものを燃やした焼却灰ということになりまして、これはきちんと管理をする必要がありますし、またきちんと管理をすれば、遮蔽等、あるいは地下水等への移行がないように管理すれば、きちんと管理ができるとわれわれは思っておるところでございます。その辺りも言葉足らずかもしれませんが、なんとか、何度もご説明をしてご理解をいただくしかないと思っております。前回もいろいろお話いただきました、これは私も覚えております。覚えておりますが、その1個1個、やはりひとつひとつ詰めていって、これはご理解いただくしかないと思っておりますので、またいろいろとお話を聞かせていただければと思います。どうもありがとうございました。

参加者：参加できない人にも連絡する手段をとって、それを全員に教えてください。

参加者：私は現実的に考えていきたいなというふうにして、この席にきました。実際、本当にこれまで、今日の会場でもいろんな方が本当に胸の詰まる、身に迫る、苦しい、厳しい状況に置かれている話を本当に、これは私も、家族ばらばらになって現在、上尾にあります。

ただ、今のこの双葉町の現状を考えれば、現在、復興委員会というものを設置して、なんとか双葉町のために、というふうないろいろやっておられる方おります。その方々にも本当に一生懸命、町の将来を考えて、協力するわけですが、実際、若い人たちがこの3年の間、ばらばらになって、そして職も奪われながら、自分の町でないところでなんとか生きようと、家族とみんな、頑張っておるわけです。そういったところから新しい暮らしを、やっぱり考える人たちがもう出てきております。現在の仮設、それから借り上げ、この状

態で疲弊して、本当に自分の寿命すら、人生すら、本当に大変になっている状況の方が多い。ですから、これから先の人生設計、暮らしをどうするかということ、やっぱり私は考える。それは国の責任ではないかと思えます。

先ほどから聞いていると、私は中間貯蔵については建設の予定地外ですが、町民という立場からすれば、やはり私は同じような考えで、予定地と同じような考えで、つまりは生活再建を考えていただきたい。そういうことで、私は取り組んでいただきたいというふうに思います。

ですから、なんとか今、この場で私は言いたいことは、中間貯蔵はもう私たちは、これからの子どもたちのために、なんとか受けるべきだというふうに私は考え、しかし先ほどから町の計画というのがあるように、それが本当に安全であるのかどうか。先ほどからこの資料によりますと、いろいろ線量とか、それからその対策は取り組むとあってありますが、本当にそれは大丈夫なのかという心配があります。

そしてまた、30年後はどうなるかと。それらも踏まえながら、国は取り組んでいく。そしてその間に、もう今すぐにでもやっぱりこの町民の厳しい状況に置かれている生活再建を、もう早急に取り組んでいきたい。で、皆さま方、お役人の皆さま方の一生懸命やりますということは言われるんですが、そうではなくて、もうやっぱり明日からでも真剣に生活再建をやっていただきたい。こういうふうをお願いしたいと思えます。

これは私の考えです。先ほどから言ったように私の考えです。

環境省：どうも本当に現実的なお話、どうもありがとうございます。現実的にやはり、もうすでに被災から3年以上たって、やはり新しい生活等々、これから先のことを考えると、これは重要なことだと本当に私どももまったく同じ考えで仕事をしてきておるわけでございます。その辺りはなんとかご理解をいただければと思っております。それと、やはり中間貯蔵の今の中と外のお話ございました、中は中で中間貯蔵できるんだけど、その外をやはり中と同じような生活再建を考えてほしいというお話。これは多くの方、今日いただきました。そういうお話も私どもしっかりと受け止めて、明日からでもというお話ございましたけど、そういう意見があったこと、われわれ十分、今日のこの会合でしっかり受け止めたので、持ち帰ってしっかりそれは検討させていただく、また検討という言葉を使うとお叱りいただきますけど、現在、ここでどうかと言われてもなかなか返事ができないのは事実でございますので、しっかりと受け止めさせていただきたいと思えますので、その辺りでなんとかご勘弁いただきたいと思えます。

おっしゃりたいこと、皆さまおそらく共通であったと思いますので、そういうのもしっかり受け止めていきたいというふうに思っておりますので、なんとかご理解いただきたいと思います。どうもありがとうございました。

復興庁：ありがとうございます。今まさに環境省が申し上げましたけれども、まさに復興庁といたしまして、復興するというのがわれわれの仕事でございます。皆さま方の生活再建に成り立つように、引き続き頑張っていきたいと思っております。本日はこれぐらいしか申し上げることはできなくて本当、申し訳ございませんけれども、取り組んでまいりたいと思っております。

参加者：線量が1ミリシーベルトから20に上げられた経緯というのは、私たちちょっと分からないんですね。それで、福島に住んでいるきょうだいたちに、私たちは危ないからと思って遠くに来たんですが、福島でできたものとか土の中でどれだけの放射線、放射能があるか分からないんで、そこで作られたものは安全でないから食べないほうがいいよって私らは言うんですが、反対に向こうのほうでは安心・安全の教育されてたようで、みんなそういうの食べてるんだから大丈夫だよって。かえって私たちのほうが変人に言われてるんですね。安心で食べているんだか分からないんですけども、20で大丈夫なんですかね。空間線量が20ミリシーベルトのほかに、土には何もありませんか。口から入るものの食物なんかは測られると思うんですけども、線量が少ないから大丈夫だよって言って、例えばそれを食べて病気になったのは誰が補償するんですかね。1ミリシーベルトから20に上げた経緯というのを聞きたいなと思って、今質問いたします。

内閣府：避難指示をかけさせていただいたときの基準、これは20ミリシーベルトというふうになっております。国際的な科学的な知見によりますと、100ミリ以下ではほかのリスク、ほかの影響に隠れてしまうほど小さいということでございまして。そういった中で20ミリシーベルトというのは十分低い水準だということで、そういう基準を設定させていただいております。先ほどありました1ミリというのは、長期的に1ミリを目指していくという基準というふうに理解をしております、1ミリから20に上げたということはないと認識をしております。

ただ20ミリは、これはあくまで必須の条件だということでございまして、それを長期的に1ミリに下げていくという努力を不断にしていくということは、これは当然のこととございまして、除染、それから健康管理、個人線量の把握といったさまざまな対策を講じる

ことで、それぞれの受ける放射線量がなるべく低くなるように努力をしていくということ  
でございます。

それから、食品のことにつきましては、さまざまなモニタリングをしながら出荷制限等々  
かけながら、安全をしっかりと確保するように取り組んでいるところでございます。

参加者：今、1ミリって法律ないですか。今の答え方だと1ミリってのは別な決め方して  
るような言い方してるけど、現状の法律では1ミリになってませんか。

すみません、今日はいいでしょうと思ってたんですけど。当然入ってございます、今回の。  
最後の今のお答えについてですけど、本当に1ミリってそんな数字ですか。何も決まって  
なかったですか。そこだけお尋ねします。

内閣府：1ミリということでございますけれども、これにつきましては国際的にICRPとい  
う機関がございます。この1ミリというのが安全と危険というのの境界を示すものではな  
いということございまして、そういった国際的な考え方に基づいて1ミリということが  
ございます。

そういった考え方に基づいて、長期的にももちろん除染それからさまざまな健康対策も含  
めて長期的に1ミリに下げていくということ、政府として決めているというものでござ  
います。

参加者：たぶん私の番号、知ってる方いらっしゃいますんで、あとで個別でいいですので、  
法律をもう一度調べて連絡ください。

参加者：土地のことでちょっとお聞きしたいと思います。中間貯蔵施設の土地、買収と賃  
貸とありますけども、賃貸の場合はどの程度まで補償っていうか、借り上げて補償するか、  
それをお聞きしたいです。

環境省：買収だけではなくて賃貸借のその他の方策が取り得ないかということについて、  
今、制度面であるとか、いろいろな手続き面も含めて検討しているということです。どう  
いう水準になるかというものも含めて検討しているという段階ですので、大変申し訳あり  
ませんけれども、この場ではこういうふうになりますよというところまでの整理をしてい  
る途中ということでございますので、お答えをすることはできません。申し訳ございませ  
ん。

参加者：前回と全然進展してないと思うんですけども、どうでしょうか。

環境省：申し訳ございません。いろいろな手法について、今、検討している最中であるということで、その整理ができた段階でまたお示しをしたいと思っております。

参加者：いろいろ今聞いてましたけども、若い世代としてちょっと気になったのはやっぱり20ミリシーベルト。たぶんこれは5年間で100ミリシーベルトという国際基準か何かを使って出た値だと思うんですけども、これって本当に安全なんでしょうか。私はあの原発で働いていた者なので、実際100ミリシーベルトを目の当たりにしてきた人間なんですけども、とても信用できない。100ミリ。ましてや、なった人の件数というか、総数が少なすぎる。分母が少ない。そんな状態で出た結果を信用するって私はできないのかなと思っております。

それはいいとして、一番聞きたかったのは、復興庁は何をされたんですか、今まで。これまで3年間。単純な質問ですけど。

復興庁：復興庁でございます。これまでににつきましては、例えば双葉町さんと一緒に復興の委員会などに参加させていただきました。今後、双葉町に関しましてはどのように施策を行っていくか。例えば放射線の安全についてはご心配なところがありますので、例えばガラスバッジを配布し、そして校正を行うとか、そういったような事業とか、というのをやらせていただいております。

また、その他委員会においてどのようなことが、被災されて今、避難されている方に。

参加者：被曝前提の話はやめてもらっていいですか。ガラスバッジだなんだとかつてのは。被曝はしたくないんですけど。

復興庁：はい。ですので、被曝といいますか安心感も含めて、また例えばホールボディーカウンターとか、そのような検査のほうになりますけれども、甲状腺の検査とか、そのような部分について、手当てをさせていただいてきておるということでございます。

参加者：それが私たちに対する復興なんですか。

復興庁：いえ、そういうことではございませんでして、現在においては被災されている方々についてどのように支援して、双葉町の方々にどのような支援をしていくかといったようなことについてのうちのひとつの要素としてやらせていただいております。

今後、双葉町さんからは長期的なビジョンといたしまして、双葉町をどのようにしていったらいいのかという検討を進めていかれるというふうにわれわれ承知しております、5月29日からだったと思いますけど、そういったような検討も開始されたところでございます。そういったようなものにわれわれも参加させていただきながら、お話を聞きながら、どのような方向で長期的ビジョンをつくっていくかといったようなもの、そしてそれをいかに具体化していくかといったようなことを、考えていきたいというふうに思っておるところでございます。

参加者：もう3年もたってるんですね。それがまだその段階でっていうことですね。で、いついつまでに私たち。欲しいのはいついつまでにそういうことをしますっていうちゃんとした明確な日付ですね。中間貯蔵施設で言えば、もう27年1月ですか、着工しますみたいな話になって、そこだけは、けつ、決めて、スタート決めて話が進んでる中、復興に関しては「いや、やりますから、これからやりますから」つつっていつになってもならないですね。そこも決めてもらわないと、まず、復興もくそもないと思うんですよ。その辺はどうでしょうか。

復興庁：これも双葉町さんとのお話になるのかと思いますけれども、まさにある程度、今年度中にはなんらかしらの計画的なものが双葉町さんと一緒になって一時的なものが考えられうるのではないかと考えております。まさに。

参加者：一時的なものなんですか、それは。恒久的なものではなくて。

復興庁：恒久的なものではおそらく。見直し、見直しを当然行っていく必要性があるかどうかと思いますので。

参加者：当然そうですね。

復興庁：はい、ですので、そういう意味においての一時的というものでございます。そういうものを作っていくということになろうかと考えております。

参加者：3年たってもまだやってる状態ですか。

参加者：復興庁の方から、だから何をされるのかっていうのを聞きたいんですけども。これまで何をされてきたのか。で、今聞いたところ、何もされてないと。検討だけはしてい

るということですよ。で、今後ちゃんと明確なビジョンを説明してもらいたい。要は何をされてるのかまったく見えない。たぶん仕事はされてると思うんですけども、被災者側の立場に立った目線を取り入れてくれているのか。双葉町と、町としてもたぶん協議してると思うんですけども、町民の目線に立った、要は被災者の目線に立った被災者支援というのをされているのかなというのはすごく疑心暗鬼ですけども、信じられないなど。そういう取り組みはされる予定はあるんですか。

復興庁：はい。ありがとうございます。十分なお説明ができなくて申し訳ございませんけれども、個々の施策といたしまして、先ほど申し上げました通り健康対策とかいうのをやってきております。また、その他、例えば最近やろうとしておりますのは防犯対策といったようなものも取り組もうとしておるところでございます。

そのほか、ですので、今後の将来のビジョンといたしまして、双葉町をどのような町として復興させていくかといったようなところにつきましては、現在、まさに先ほど申し上げました通り、5月のところから検討を開始したという、大変遅いと言われるかもしれませんが、そのような状況でございます。町と相談しながらやっていきたいというふうに思っておる、今の段階でのご回答は以上となります。

参加者：前からと今と何が違うんですか。3年前と。

参加者：福島県の方が今日お見えになっているので、あと環境省の方への要望というか、考え方を改めてほしい部分を申し上げたいと思うんですが。

福島県の、今、お二人が立て続けに出ましたけど、県民の被曝について小児甲状腺がん、取り扱いが、被曝との因果関係ないとはっきりと、私、朝刊、福島民報取って毎朝見てるんですけど、なぜそこまで言い切れるのか。因果関係がないって誰が決めてるのか。すごく県外から見ると茶番にしか見えないんです。もともと子ども100万人に1人か2人しかならない小児甲状腺がんが、福島県だけなぜ30万人程度の検査で89人も確定、疑いが出てるのか。やっぱり福島県に不信感を持つ、ひとつの原因になってます。特に県内に残ってる人とわれわれ県外に出た人間の温度差っていうのを非常に感じてるんですけど。

特に私、娘が2人なもんですから、福島県から距離を置かざるを得ないんです。県の発表では外部被曝何ミリ以下なんで因果関係は認められないと。そうではなく、私、素人なんですけど、素人でも毎日飲んで吸って食べて、それが原因で小児甲状腺がんになってるんじゃないかっていう疑いを持たざるを得ないんですよ。切除すれば大丈夫っていう発表もありますけど、甲状腺取っちゃうと、一生ホルモン剤投与しないと成長にひどく影響

を与える。そんなではもう一生かたわですよね。まともな結婚もできない、まともな就職もできない。そういった無策によって被害が増えるんじゃないかっていう、すごい心配になるんですよ。なんか佐藤雄平知事だから駄目なんじゃないかっていう。もう最初からそういう疑いを持ってました。因果関係が認められないじゃなくて、調査を早めるとか、もう少し違う言葉を使ってほしい。せめてそのぐらいの配慮をいただきたいと思います。以上です。

福島県：福島県の避難地域復興課でございます。ご質問ございましたとおり、県民の方の健康管理というのは非常に大切であるというふうに認識しています。これまでの間も、県民健康管理調査ですとか、今ご指摘ございました甲状腺の検査、あるいはホールボディカウンターの検査ということで、さまざまな検査をさせていただいております。そういった中で、小児がんが非常に多いんじゃないかというような新聞報道ございますが、こちらにつきましては、お医者さんなんかも含めまして外部有識者の方で審議会を設けまして、専門的な見地からさまざまな判断を下していただいております。新聞の報道のような形で出てはございます。一方で、例えば、他県のほうでも数件検査をさせていただいた中で、当然、他県のほうではそういう放射能被害がない中で、子どもの小児がんがどのぐらいあるのかというようなことも調べた中では、本県の場合、現在におきましてはとりたてて数的に大きいものではないということも、併せて報告していただいているということでございます。

当然、今申し上げましたとおり、県民の健康管理といえますものは非常に重要であるというふうに認識してございますので、引き続き、特に若い方の小児がん、甲状腺の検査につきましては定期的に行いながら、そういったところで健康管理をしっかりやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

参加者：私が一番心配しているのは、福島県は18歳未満、18歳以下は医療費無料にしていますよね。で、因果関係が認められない小児甲状腺がんということになると、19歳以降は自腹になるってことですよね。勝手に福島県に残って勝手にがんになった。遺伝的なものとか、なんか調べたから出たとか、その因果関係の有無が親の負担にすごく影響すると思うんですよ。だから因果関係認められないとか簡単に使ってほしくないっていうのを強く言いたいんです。調査を早めるとか、もうちょっと柔らかい言葉で表現すべきじゃないかなと、その辺を言いたいんです。

福島県：どうもありがとうございます。おっしゃいますとおり、例えば外国の例を見ましても、時期がずれて出てくるというような事例もございますので、そこはきちんとそういったことがないようにということで、若い方につきましては そういった検査も含めまして、しっかりやっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思  
います。

以上